海外旅行保険、国内旅行傷害保険をご契約いただくお客さまへ

2023 年 10 月改定

重要事項説明書

海外旅行保険、国内旅行傷害保険に関する重要事項（「契約概要」、「注意喚起情報」等）のご説明です。ご契約前に必ずお読みください。
ご契約者と被保険者の方が異なる場合には、この書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要	保険の内容のご説明
注意喚起情報	特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、重要な事項を抜粋して記載したものであり、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は弊社ホームページ（https://www.nisshinfire.co.jp/）のインターネット約款または「ご契約のしおり」をご参照ください。ご不明な点がありましたら、取扱代理店または弊社にお問合わせください。

1 契約締結前におけるご確認事項

（1）商品の仕組み 契約概要

①商品の名称

海外旅行保険	海外旅行行程中にケガや病気をした場合等を補償
国内旅行傷害保険	国内旅行行程中にケガをした場合等を補償

②商品の仕組み

基本補償および自動的にセットされる主な特約は次のとおりです。

ア．海外旅行保険

基本補償

ケガや病気の補償	海外旅行保険普通保険約款 ＋傷害死亡保険金支払特約 ＋傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型） ＋疾病死亡保険金支払特約 ＋治療・救援費用補償特約 ＋疾病に関する応急治療・救援費用補償特約

上記以外の補償	賠償責任危険補償特約
	携行品損害補償特約
	旅行中の事故による緊急費用補償特約

補償は任意にお選びいただくことも可能です。ただし、傷害死亡保険金支払特約と傷害後遺障害保険金支払特約（後遺障害等級表型）は合わせてセットいただく等の条件があります。

＋

自動的にセットされる主な特約

戦争危険等免責に関する一部修正特約
スポーツクライミングの定義に関する特約

イ．国内旅行傷害保険

基本補償

ケガの補償	日常生活傷害補償保険普通保険約款 ＋基本補償特約（日常生活型） ＋国内旅行傷害補償特約

上記以外の補償	個人賠償責任危険補償特約（国内旅行用）
	携行品損害補償特約（国内旅行用）
	救援者費用等補償特約（国内旅行用）

補償は任意にお選びいただくことも可能です。

＋

自動的にセットされる主な特約

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
危険運動補償特約

ご契約条件によっては、上記以外の取扱いとなることがあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問合わせください。

③被保険者の範囲

申込書または被保険者明細書の被保険者欄に記載された方（注）となります。
ただし、海外旅行保険に家族旅行特約をセットする場合は以下の方となります。
被保険者ご本人および同行される以下のご家族のうち申込書または被保険者明細書の被保険者欄に記載された方（注）

- ご本人の配偶者（婚姻の届出を予定されている方を含みます。）
- ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子さま

（注）Web サイトによるお申込みの場合は、契約申込画面の旅行者（被保険者）欄に入力された方

※特約により被保険者の範囲が異なっているものがあります。詳細は、普

通保険約款・特約をご確認ください。

（2）基本となる補償等

①基本となる補償等【海外旅行保険】契約概要　注意喚起情報

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ⇒傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	◇保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ◇妊娠、出産、早産または流産およびこれらが原因の病気、歯科疾病による治療費用 ◇酒気帯び運転、無免許運転、麻薬などにより正常な運転ができないおそれのある状態での運転中に生じた事故 ◇被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ◇頸（けい）部症候群（いわゆるむちうち症）または腰痛等で医学的他覚所見のないもの ◇戦争、外国の武力行使（テロ行為によって生じたケガは特約により保険金のお支払対象となります。）または核燃料物質等による事故 ◇ピッケル等登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、フリークライミング（スポーツクライミング（注２）を除きます。）等の危険な運動中に生じたケガ、山岳登はん中に発病した高山病 ◇日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術のために要した費用 など
傷害後遺障害保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ⇒後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の４％～100％をお支払いします。 保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
治療・救援費用保険金	ア．傷害治療費用 旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けた場合 イ．疾病治療費用 次のいずれかに該当した場合 ａ．旅行開始後に発病した病気が原因で、旅行終了後72時間以内に医師の治療を受けた場合。ただし、旅行終了後に発病した病気については、病気の原因が旅行行程中に発生したものに限ります。 ｂ．旅行行程中に感染した所定の感染症（注１）によって、旅行終了日からその日を含めて30日以内に医師の治療を受けた場合 ⇒ア、イについては、実際に支払った治療費等のうち、社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。 ウ．救援費用 次のいずれかに該当した場合 ａ．旅行行程中に被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合 ｂ．旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で継続して3日以上入院した場合またはケガの原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ｃ．旅行行程中に発病した病気により旅行行程中に治療を開始した場合で、継続して3日以上入院したとき ｄ．旅行行程中に発病した病気により旅行行程中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合で、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき ｅ．病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で旅行行程中に死亡した場合　等 ⇒ウについては、保険契約者、被保険者または被保険者の親族の方が実際に負担した費用（注３）で、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 ⇒ア～ウの合計額は、１回のケガや病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。	

（注1）　コレラ、ペスト、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱等をいいます（2023年５月時点）。

（注2）　登る壁の高さが５メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

（注3）　次の費用が対象となります（費用によっては、お支払いの限度額等があります。）。
捜索救助費用／救援者の現地までの交通費／現地および現地までの行程における客室料／現地からの移送費用／救援者の渡航手続費、現地での諸雑費／遺体処理費用　など

②その他の特約【海外旅行保険】契約概要

保険金の種類（特約）	保険金をお支払いする主な場合
疾病に関する応急治療・救援費用補	旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気が原因で、旅行行程中にその症状の急激な悪化（注２）により医師の

償特約（注１）	治療を受けた場合に、旅行開始前に発病した病気を旅行開始後に発病した病気とみなして治療・救援費用保険金をお支払いします（注３）。 １回の病気について 300 万円が限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が 300 万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額が限度となります。
賠償責任危険補償特約	旅行行程中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金の額をお支払いします。
携行品損害補償特約	旅行行程中に、携行品（注４）が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合に、被害物の損害額（注５）から自己負担額がある場合にはその額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて携行品損害保険金額を限度（注６）とします。
旅行中の事故による緊急費用補償特約	旅行行程中に生じた予期しない偶然な事故が原因で、被保険者が旅行行程中に費用の負担を余儀なくされた場合に、保険金をお支払いします。

（注１）治療・救援費用補償特約をセットした契約にセットすることができます。
（注２）旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。
（注３）旅行行程中に医師の治療を開始した日からその日を含めて 30 日以内に必要となった費用に限ります。また、住居（被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）に帰着した後にかかった費用はお支払いの対象となりません。
（注４）現金、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、サーフボード、ウインドサーフィンなど、補償の対象に含まれないものがあります。
（注５）携行品１個、１組または１対あたり 10 万円（乗車券等は合計５万円）を限度とします。
（注６）携行品損害保険金額が 30 万円を超えるご契約の場合、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、保険期間を通じて 30 万円を限度とします。

③基本となる補償等【国内旅行傷害保険】 契約概要 注意喚起情報

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ⇒死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	◇疾病･心神喪失によるケガ （例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など） ◇妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ ◇頸部症候群（いわゆるむちうち症）または腰痛等で医学的他覚所見のないケガ ◇ピッケル等登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、フリークライミング（スポーツクライミング（注）を除きます。）などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ ◇オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサーなどの危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ◇地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ ◇無免許運転や酒気帯び運転中に生じたケガ など
後遺障害保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ⇒後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の４％～100％をお支払いします。 保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合 ⇒入院の日数に対して、180日を限度に、入院保険金日額×入院日数をお支払いします。 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。	
手術保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合 ⇒次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。１事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術１回に限ります。 ア．入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10倍 イ．ア以外の手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金額×５倍	
通院保険金	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診・訪問診療およびオンライン診療を含みます）した場合 ⇒通院の日数に対して、30日を限度に、通院保険金日額×通院日数をお支払いします。 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。	

（注）登る壁の高さが５メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

④その他の特約【国内旅行傷害保険】 契約概要

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
個人賠償責任危険補償特約（国内旅行用）	旅行行程中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金の額をお支払いします。 ※示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。 ・被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合 ・損害賠償請求権者（被害者）またはその代理人が国内に所在しない場合　など
携行品損害補償特約（国内旅行用）	旅行行程中に、携行品（注１）が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合に、被害物の損害額（注２）から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて携行品損害保険金額を限度とします。

（注１）現金、小切手、クレジットカード、コンタクトレンズ、サーフボード、ウインドサーフィンなど、補償の対象に含まれないものがあります。
（注２）携行品１個、１組または１対あたり１０万円（乗車券等は合計５万円）を限度とします。

⑤補償の重複 注意喚起情報

下記の特約は、補償内容が同様の保険契約（海外旅行保険や国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります（ご本人だけでなく、ご家族の契約との重複もありえます。）。この場合、いずれか一方の保険契約からしか保険金が支払われず、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	賠償責任危険補償特約 個人賠償責任危険補償特約（国内旅行用）	自動車保険の日常生活賠償責任補償特約
②	携行品損害補償特約 携行品損害補償特約（国内旅行用）	火災保険の持ち出し家財補償特約
③	治療・救援費用補償特約 救援者費用等補償特約（国内旅行用）	日常生活傷害補償保険の総合補償コースの救援者費用等補償条項

⑥保険金額の設定 契約概要

●保険金額は被保険者の年齢･年収等に照らして適正な金額となるように設定してください。
●各保険金額には引受の限度額があります。
●次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合算して、死亡に関する保険金額が 1,000 万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。
・被保険者の年齢が保険期間の始期日時点で満15歳未満の場合
・保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意がない場合
※海外旅行保険の場合、旅行目的により、死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超えるご契約のお引受けが可能な場合もあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問合わせください。
※保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。
公的保険制度の概要については、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

⑦保険期間および補償の開始･終了時期 契約概要 注意喚起情報

●保険期間　：旅行行程に合わせて設定してください。
●補償の開始：保険期間の始期日の午前０時（注）以降で、旅行の目的をもって住居を出発した時。
●補償の終了：保険期間の満期日の午後 12 時。ただし、保険期間内であっても住居に帰着した時点で補償は終了します。
（注）セットされる特約等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻に始まります。

⑧引受条件（Web サイトによるお申込みの場合） 契約概要

●ご契約者は次の条件を満たしている方となります。
お申込み日時点で日本国内に在住し、日本国内から保険契約申込画面にアクセスしている満１８歳以上の方
（企業の組織名ではご加入いただけません。）
●海外旅行保険の被保険者は、お申込み時点で日本国内に在住されている方となります。帰国予定のない方は、この保険の対象となりません。また、お申込み時点ですでに日本から出国されている場合は、この保険の対象とはなりません。

（３）保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料決定の仕組み 契約概要

保険料は、保険金額・保険期間等により決定します。

②保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料はキャッシュレスにより払い込むことができます。
ただし、ご契約内容によっては、ご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法
クレジットカード払、コンビニ払、請求書払

※Web サイトでお申込みの場合は、クレジットカード払のみとなります。

＜現金払の場合＞

保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

③保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込期日の定められたご契約については、保険料を保険証券記載の払込期日までに払込みください。払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合、クレジットカード払で、保険料払込期日の翌々月末までにクレジットカードが有効であること等の確認が取れない場合は、事故が発生しても、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください。

（４）満期返れい金・契約者配当金 契約概要

海外旅行保険、国内旅行傷害保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

（１）告知義務 注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、ご契約締結時に、弊社が告知を求めた事項（告知事項）を正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。保険契約申込書等に記載された告知事項の内容が事実と異なる場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【主な告知事項】（申込書等に★印または☆印が付いた項目（注）です。）

① 被保険者が旅行行程中に従事する職業または職務（海外旅行保険のみ）
② 他にご加入の傷害保険契約（積立保険を含みます。）・共済契約の有無（有の場合はその内容）

（注）Web サイトによるお申込みの場合は、契約申込画面上に「告知事項」と表示されている項目です。

（２）クーリングオフ（申込撤回または契約解除） 注意喚起情報

保険期間が１年を超えるご契約は、ご契約のお申込後であっても、クーリングオフを行うことができます。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて８日以内です。この期間内に必ず、弊社宛に書面を郵送（８日以内の消印有効）いただくか、弊社ホームページ掲載のお問い合わせフォームでご通知（８日以内の発信日有効）ください。

クーリングオフが行われた場合は、既にお支払いいただいた保険料は速やかにお客さまに返還します。弊社および取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

ただし、下記のご契約等は、クーリングオフを行うことはできません。

・保険期間が１年以下のご契約　・営業または事業のためのご契約
・法人または社団・財団等が締結したご契約　・質権が設定されたご契約
・「通信販売に関する特約（インターネット用）」がセットされたご契約

【ハガキの宛先】

〒330-9311
埼玉県さいたま市浦和区上木崎２丁目７番５号
日新火災海上保険株式会社　クーリングオフ係　行

【ハガキの記載事項】

①ご契約をクーリングオフする旨の内容
②ご契約を申し込んだお客さまのご住所、ご氏名（押印）、お電話番号（ご自宅・携帯）
③ご契約を申し込んだ年月日
④ご契約を申し込んだ保険契約の内容（保険種類、証券番号、領収証番号）
⑤ご契約の取扱代理店・仲立人名

（３）死亡保険金受取人 注意喚起情報

①特に死亡保険金受取人を定めなかった場合
死亡保険金（傷害死亡保険金・疾病死亡保険金を含みます。）は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合
被保険者の同意を確認するための署名等をいただきます。なお、保険契約者と被保険者が異なるご契約を、被保険者の同意がないままにご契約されていた場合は、保険契約が無効となります。

※企業等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者（従業員等）のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。
※Web サイトによるお申込みの場合は、死亡保険金受取人の指定はできません（被保険者の法定相続人にお支払いします。）。

3 契約締結後におけるご注意事項

（1）変更が生じた場合にご連絡いただく必要がある事項 注意喚起情報

ご契約締結後、次の①～③の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

保険種類	変更内容	ご注意
国内旅行傷害保険・海外旅行保険	①保険契約証（または保険証券）記載の住所を変更した場合	ご契約内容の変更等が必要となります。
	②特約の追加等、契約条件を変更する場合	
海外旅行保険のみ	③旅行行程中に従事する職業・職務を変更した場合（注）	通知事項です。遅滞なくご通知いただけなかったときは、保険金が削減されることがあります。

（注）旅行行程中に従事する職業が下記の職業またはそれと同等以上の危険を有する職業に変更となる場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

オートテスター（テストライダーをいいます。）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士、その他身体・生命の危険度の高い職業

（2）解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。解約時に保険料を返還または請求することがあります。なお、解約時に請求した保険料の払込みがない場合は、弊社からご契約を解除することがあります。また、解約返れい金は、原則として解約日から満期日までの期間分の保険料よりも少なくなります。

（3）被保険者からの解約 注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、一定の条件を満たす場合には、その被保険者は保険契約者に対しこの保険契約（その被保険者に係る部分に限ります。）の解約を求めることができます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問合わせください。

4 その他ご留意いただきたいこと

（1）お客さま情報の取扱い 注意喚起情報

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、ご契約内容の変更等の判断の参考とするために利用し、業務委託先、国内外の再保険会社等に提供を行います。
なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。詳細につきましては、弊社ホームページ（https://www.nisshinfire.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または弊社までお問合わせください。

○契約等の情報交換について
弊社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運用のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

（2）重大事由による解除 注意喚起情報

下記に該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
① ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
② ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
③ 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に対して詐欺を行った場合　など

（3）保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が破綻した場合等には、保険金、解約返れい金等のお支払が一定期間凍結されることがあるほか、それらの金額が削減されることがあります。なお、弊社の旅行保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。詳細については、弊社ホームページをご参照ください。（https://www.nisshinfire.co.jp/）

（4）契約締結に関するその他ご注意事項 注意喚起情報

●取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行ってい

ます。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります（ただし、Web サイトにより保険契約を締結する場合において、代理店は保険契約締結の媒介のみを行います。）。

●複数の保険会社による共同保険契約をご締結いただく場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

（５）保険金の請求

●この保険契約で補償される事故が発生した場合は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。

●保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり」に記載の保険金請求書類等をご提出いただく場合があります。

●被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、代理人の方（配偶者（法律上の配偶者に限ります。）、３親等内の親族）が被保険者に代わって保険金を請求できる代理請求制度がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。

●損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

（６）Web サイトによるお申込みについて

①保険契約の成立　注意喚起情報

申込内容を画面でご確認いただいた後、クレジットカードの有効性が確認され、弊社が契約成立の旨の画面を表示（電子メールが到達）した時点で保険契約は成立します。

②自動的にセットされる特約　契約概要

次の特約が自動的にセットされます。

●通信販売に関する特約（インターネット用）

●初回保険料の払込みに関する特約

●クレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）

5　用語および略称の説明

用語	説明
疾病	傷害以外の身体障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいい、以下を含みます。 ①有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状 ②日射または熱射による熱中症状（国内旅行傷害保険のみ） ③細菌性食中毒およびウイルス性食中毒（国内旅行傷害保険のみ）
親族	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
生計を共にする	扶養関係がある場合等、経済的一体性、連帯性があることをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	オプションとなる補償内容等、普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
普通保険約款	契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に、弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	普通保険約款およびセットされた特約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険契約者	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約に基づいて、保険契約者が弊社に払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
旅行行程	保険契約証（または保険証券）記載の旅行目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

＜弊社の相談・苦情・連絡窓口＞　お客さま相談窓口

フリーダイヤル　0120-17-2424

［受付時間 9:00～17:00（平日）］

＜事故のご連絡＞　日新火災事故受付センター

フリーダイヤル　0120-232-233

［受付時間 24 時間・365 日］

※海外旅行保険をご契約のみなさまへ
海外旅行中にトラブルやアクシデントにあわれた場合には、「旅のおまもり」に記載の【日新火災海外総合サポートデスク】へお電話ください。世界各地どこからでも 24 時間サービスをご提供いたします。

＜ご契約内容に関するご質問やご相談など＞

日新火災テレフォンサービスセンター

フリーダイヤル　0120-718-268

［受付時間 9:00～18:00（平日）9:00～17:00（土日祝）］

＜指定紛争解決機関＞　注意喚起情報

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談（自動車保険および自賠責保険のご説明や保険金請求手続のご案内など）に対応しています。
また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。
詳しくは、同協会のホームページ（https://www.sonpo.or.jp/）をご参照ください。

ナビダイヤル

（全国共通・通話料有料）0570-022808

［受付時間 9:15～17:00（土日祝および 12/30～1/4 除く）］

2023 年２月作成版

日新火災海上保険株式会社